

様式

第5期福津市障がい福祉計画及び第1期福津市障がい児福祉計画 市民意見公募によるご意見・回答表

NO	提出された意見（概要）	対象事案に反映 する：1 一部する：2 しない：3 一部反映：4 反映済み：5	市（実施機関）の考え方
1	体制の整備や協議会も作られますが、それを利用したい当事者やその親が、まず相談する窓口が見えません。福祉課が担当すると思いますが、ライフステージに応じた切れ目のない支援が可能でしょうか。	5	現在のところ、ライフステージに応じた切れ目のない支援体制は構築されていません。今後、既存の、福津市のびのび発達支援センター等を中心に、保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等との連携充実や重症心身障がい児の支援に向けた取り組みを進め、今後、地域支援体制の構築や医療的ケア児支援の協議の場の設置を図っていきたくと考えています。（計画書9ページ（5）障がい児支援の提供体制の整備等に反映済み）
2	必要な支援を聞きだし、それを協議会に繋ぐための資料の作成が窓口で可能でしょうか。	4	今後、市のいきいき健康課、こども課、教育委員会等と連携し、支援が必要な障がい者（児）の把握を行い、情報共有等を図ることで、その置かれている環境や状態に応じた、必要な支援体制の整備を図っていきたくと考えています。（計画書9ページ（5）障がい児支援の提供体制の整備等に一部反映済み）
3	知的・精神・発達障害のある人は、コミュニケーション能力が高くなく、その思いや希望を聞きだすのは親でも大変です。また、その親も当事者にストレスを与え生き難くしている場合もあります。1人ひとり時間をかけての相談は専門家でも大変です。どれだけ丁寧な相談や聞き取りが出来るかが、この制度がうまくいく要になります。その意味でもまずは、人材の育成が絶対に必要ですが、今回の計画からは読み取れません。どの様に育成・もしくは増員する予定でしょうか。	4	障がい者相談支援事業や障がい者生活支援センター事業を受託している計画相談支援事業所等との連携や情報共有を図ることと、2市1町（福津市・古賀市・新宮町）障害者地域支援ネットワーク協議会（自立支援協議会）を活用することで、障がい者（児）の心身の状況、サービスの利用に関する意向などを把握し、その置かれている環境や状態に応じた、必要な情報提供、助言等の支援をする為のスキルアップ研修会等を実施しています。しかし、増員予定については、組織の状況による為、今回の計画の中に明言することは控えています。（計画書24ページ（2）相談支援事業、25ページ（3）自立支援協議会に一部反映済み）

4	計画の中には色々な事業所が出てきますが、福津市内に無いものも沢山あります。本当に市外の事業所につなぐことができるのか疑問です。	5	平成 30 年 4 月から新規事業として始まる福祉サービスも有ります。これらについては、現時点では、未定のため無しと述べています。しかしながら、今後新たな事業所の出現や関連事業を行っている事業所が実施することが想定されます。現在市内に無いサービス事業所についても、2市1町（福津市・古賀市・新宮町）障害者地域支援ネットワーク協議会（自立支援協議会）での情報共有等により連携し、福祉サービスの提供につないでいるところです。 （計画書 5 ページ（3）地域自立支援協議会の活用に反映済み）
5	事業所への立ち入り検査等確実に行われることを希望します。	3	この計画は、「第 2 期障がい計画」における障がい福祉サービス等に係る提供体制や必要見込み量等を示す計画で、この計画には載せてはいません。しかし、事業所において障がい者虐待により、障がい者の生命や身体が危ぶまれる恐れがあるとみとめられる場合は、市は立入検査を行わなければなりません。「第 2 期障がい者計画」において障がい者虐待対応について掲載しています。また福津市障害者支援連絡会議において、権利擁護に関する学習会等で虐待防止研修などを実施しています。
6	●就労移行、就労B型事業所 手帳をとっている方々のデータ（指数）とその分析内容についての報告をいただきたい（サービス利用をしていない方の割合や掘り起こし対策に関すること等）	3	手帳の有無に関わらず、障がい福祉サービスを受けなければ、社会参加が妨げられている状況の人についての把握は必要と思われます。まずは手帳をとっている方のデータは、「第 2 期障がい者計画」において、障がい種別、年齢別、等級区分毎のデータを掲載しています。データ等具体的な障がい福祉サービスの事務及び内容に関する事項については、この計画の中には載せてはいません。
7	●就労移行、就労B型事業所 就労移行の期限が 2 年間であるが、一度就労し、離職されることがある方の再度利用（リセット）を可能としてほしい。この案件に関して市町村別に見解の相違が伺える。	3	地域で自立した生活を送るために就労は、障がいの有無に関わらず大きな要素の一つです。障がい者の就労のための受入体制を国も整えています。具体的な障がい福祉サービスの事務及び内容に関する事項のため、この計画の中に掲載していませんが、サービス提供について考慮すべきと考えます。

8	<p>●グループホーム 世話人の方への公的スキル研修の開催 (年間計画があるとより参加可能)</p>	3	<p>具体的な障がい福祉サービスの事務及び内容に関する事項のため、この計画の中に掲載しませんが、障がい者が地域での生活を行うためのグループホームの世話人のスキルアップについての研修等も課題であると考えます。</p>
9	<p>●グループホーム 世話人の求人に関する生活困窮者関連 (行政)との連携等</p>	3	<p>具体的な障がい福祉サービスの事務及び内容に関する事項のため、今回の計画の中には掲載しませんが、地域福祉を考える時、生活困窮者自立支援を重要な課題と考えます。世話人の求人と直接結びつくか否かはわかりませんが、福祉的就労等で法人事業所には協力をお願いしたいと考えます。</p>
10	<p>●相談支援事業所 手帳や福祉サービスを使用していない人の把握のためにも、基幹相談センターの設置がのぞまれる。</p>	3	<p>基幹相談センターの設置については、「第2期障がい者計画」において掲載しています。今回の計画は、「第2期障がい計画」における障がい福祉サービス等に係る提供体制や必要見込み量等を示す計画であるため、基幹相談センターについては、この計画には載せてはいません。</p>